

12月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール info@seko-tax.comホームページ <https://www.seko-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第114号を発行させていただきます。

私は、朝7時頃から20分程度ウォーキングをしていますが、12月に入ると急に空気が冷たくなり手袋をしていないとなかなか身体が温まってきません。これからは、日中も寒くなってきますので、風邪をひかないようにお気をつけください。

当事務所の年末年始の休業日につきまして、下記のとおり休業日とさせていただきます。

皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、ご了承いただきますようお願いいたします。

年末年始休業日

R4年12月29日(木)～R5年1月3日(火)

R5年1月4日(水)から午後3時まで営業、1月5日(木)から通常営業を開始いたします。

今月は、神戸市の再度山の頂上付近にある大龍寺にハイキングに出かけた際に撮影した写真をご紹介します。

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**令和4年分の年末調整について、手形交換所の廃止から電子交換所へ**について 書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。



(写真は、神戸市中央区にある諏訪神社です)

2 令和4年分の年末調整 について

今年の年末調整は、昨年から比べて大きな改正事項はありませんが、留意すべき事項をお伝えいたします。

税務関係書類における押印義務の改正

税務署長等に提出する源泉所得税関係書類について、**押印を要しない**こととされました。このため、**扶養控除等申告書**などの**年末調整の際に使用する書類**についても、**従業員さん等に押印をしていただく必要はありません。**

*** 令和4年分 給与所得者の扶養控除等申告書から氏名欄の㊤マークがなくなっています。**

源泉所得税のクレジットカード納付が可能

年末調整の計算が済んだ後、納付すべき源泉所得税がある場合には、「所得税徴収高計算書」に必要な事項を記

載して金融機関にて納付されている事業所につきましては、納付書での納付以外に下記の納付方法を選択することができます。

(代替方法)

・ **国税庁 HP の e-Tax ソフト (WEB 版)** において、「所得税徴収高計算書」への記載と同じように数値などを入力して、**所得税計算書データを作成・送信**していただき、その後**メッセージボックスに格納される受信通知から「国税クレジットカードお支払サイト」へアクセス**する方法で、クレジットカードでの納付が可能です。

***e-Tax ソフト (WEB 版) を利用するには、事前に情報登録などの設定が必要になってきますので、利用してみたい方はインターネットで「国税庁 web 版」と検索して詳細をご覧ください。**



(写真は、諏訪神社から続いている大師道沿いの紅葉です)

ここからは、令和 5 年分から変わる事項についてお伝えいたします。

非居住者である扶養親族に係る扶養控除の適用要件の見直し

1 扶養控除の対象となる扶養親族（控除対象扶養親族）の範囲から、**年齢 30 歳以上 70 歳未満の非居住者であって次に掲げる者のいずれにも該当しないものが除外**されました。

イ 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者

ロ 障害者

ハ 扶養控除の適用を受けようとする人からその

年において生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている者

2 給与の源泉徴収税額の計算において、その扶養親族が年齢 30 歳以上 70 歳未満の非居住者であって上記 1 イに掲げる者に該当するものとして扶養控除の適用を受けようとする人は、その旨を記載した扶養控除等申告書を提出するとともに、現行の親族関係書類に加えて、その非居住者である扶養親族が上記 1 イに掲げる者に該当する旨を証する書類 **(注)** の提出等をしなければならないこととされました。

(注) 上記 1 イに掲げる者に該当する旨を証する書類とは、外国政府又は外国の地方公共団体が発行したその非居住者である扶養親族に係る外国における査証に類する書類の写し又は外国における在留カードに相当する書類の写しであって、その居住者である扶養親族が出入国管理及び難民認定法の龍外の在留資格に相当する資格をもってその外国に在留することにより国内に住所及び居所を有しなくなった旨を証するものをいいます。

3 令和 5 年分以降の年末調整において、その扶養親族が年齢 30 歳以上 70 歳未満の非居住者であって上記 1 ハに掲げる者に該当するものとして扶養控除の適用を受けようとする人は、その年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに、その旨及びその該当する事実を記載した扶養控除等申告書を提出するとともに、その非居住者である扶養親族が上記 1 ハに掲げる者に該当することを明らかにする書類 **(注)** の提出等をしなければならないこととされました。

(注) 上記 1 ハに掲げる者に該当することを明らかにする書類とは、現行の送金関係書類であって、その扶養控除の適用を受けようとする人から非居住者である扶養親族である各人へのその年における生活費又は教育費に充てるための支払の金額の合計額が 38 万円以上であることを明らかにする書類をいいます。

国税庁発行の「年末調整のしかた」には、上記のとおり説明がされているのですが、少し分かりづらいかと思うので、説明を付け加えさせていただきます。

〔令和4年12月まで〕

非居住者である扶養親族で16歳以上なら扶養親族に該当



〔令和5年1月から〕

非居住者である扶養親族のうち、次のいずれかに該当する者に限定

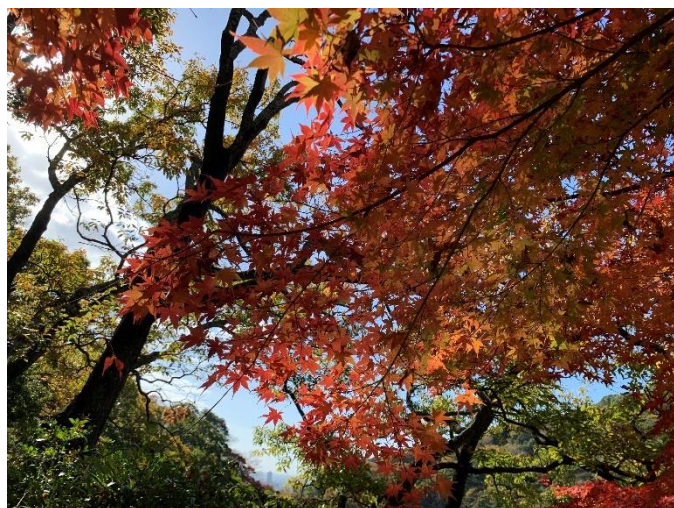
- 1 年齢16歳以上30歳未満の者
- 2 年齢70歳以上の者
- 3 年齢30歳以上70歳未満の者のうち、次のいずれかに該当する者
 - イ 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
 - ロ 障害者
 - ハ 扶養控除の適用を受けようとする人（国内居住者）からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

少しは分かり易くなったかのではないかと思います。

国外に扶養親族がいる方が従業員等にいらっしゃる場合には、令和5年から毎月の給料から控除する源泉所得税の計算の際に利用する扶養親族の人数が変更になる場合がありますので、お気をつけください。

【参考文献】

・国税庁発行 「令和4年分 年末調整のしかた」



（写真は、諏訪神社から続いている大師道沿いの紅葉です）

3 手形交換所の廃止から電子交換所へ について

11月2日に全国各地の手形交換所が廃止され、4日から「電子交換所」がスタートされました。

手形交換所

手形交換所とは、紙の手形や小切手が金融機関に持ち込まれた場合、各地の手形交換所を経由して搬送され、支払金融機関との手形交換を行う場所。

電子交換所

電子交換所とは、金融機関に持ち込まれた紙の手形等をスキャンした画像データを、電子交換所を通じて送受信し、交換業務を行う場所。

交換所変更に伴う注意事項など

- 1 金額を誤記された場合には、訂正せずに新しい手形・小切手用紙を使用する
- 2 金額以外の記入事項を訂正する場合には、訂正の記入やなつ印を、金額欄、銀行名、QRコード欄に重ねない
- 3 券面の余白にメモ書きをしてはいけない
- 4 券面に文字による複記、補記をしてはいけない

***注意事項は上記以外にもあるようなので、今後も紙の手形や小切手を利用する方は、利用する金融機関などでご確認ください。**

電子交換所スタートに伴う印紙税は

今回の手形交換所の廃止と電子交換所のスタートになりましたが、これは金融機関間の手形交換業務であり、利用者が手形等を作成・交付する時点では紙であることに変わりはないため、**これまでと変わらず引き続き印紙税の課税対象**になります。



（写真は、再度山大龍寺の山門です）

ここまでは紙の手形や小切手についてご説明させていただきましたが、紙の手形等に代わる電子的決済手段がありますので、ここからはそちらの説明をさせていただきます。

電子記録債権とは

電子記録債権とは、電子債権記録機関が作成する記録原簿に電子記録することにより発生・譲渡等が行われる金銭債権のこと。

電子記録債権のメリット

1 事務負担の軽減

手形を利用している場合、手形の発行や金額の記入・印紙の貼り付け・押印などの手間がかからない。

2 印紙のカット

電子記録債権は、印紙税の課税対象外になるため印紙が不要になる。

3 郵送コストのカット

手形を利用している場合、手形の郵送費用が必要だが、電子記録債権だとその郵送費用が不要になる。

4 紛失・盗難リスクなし

手形を利用している場合、手形の作成から支払い完了するまでに手形を紛失したり、手形を盗難されたりするリスクがありますが、電子記録債権だと譲渡記録を Web 上で行っておけば、支払日に自動的に振込が行われるので、紛失・盗難のリスクがなくなる。

電子記録債権には、上記の様なメリットがあります。経済産業省が今年 2 月に公表した「取引適正化に向けた 5 つの取組」では、**令和 8 年までに紙の約束手形を廃止することが検討される**など、電子化が進められています。

まだ紙の手形や小切手を使用している事業所は、支払手段を検討されてみてはいかがでしょうか。

【参考文献】

- ・週刊税務通信No.3726 手形交換所の廃止と印紙税



(写真は、再度山大龍寺の本堂です)

4 編集後記

久しぶりに山道をハイキングしてきたので、その際に撮影した写真を事務所便りに掲載しております。



今回は六甲山系でまだ行ったことが無かった再度山（ふたたびさん）です。まだ綺麗な紅葉が残っている場所もあったので、景色を楽しめるハイキングになりました。



今月も最後までお読みいただきありがとうございます。